

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会

合併協議会事務局

協議項目	事務所の位置			協議細目					
調整の方針	事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1とする。現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とする。								
項目	高富町			伊自良村		美山町		備考	
地理的条件	住所	山県郡高富町高木1000番地1			山県郡伊自良村大門922番地の4		山県郡美山町谷合1358番地の1		
	海拔	28m			45m		140m		
	公共交通	岐阜バス・ハーバス停留所			岐阜バス停留所		岐阜バス停留所		
	主要アクセス道	主要地方道 関～本巣線、国道256号バイパス(予定)、東海環状自動車道(予定)			主要地方道 岐阜美山線		国道418号		
	近隣公共施設	法務局高富出張所(約1,450m) 高富警察署(約950m) 高富郵便局(約1,500m)			伊自良警察官駐在所(約60m) 伊自良郵便局(約1,400m)		美山交番(約170m) 美山北郵便局(約170m)		
	地区・地域	第2種住居地域(未線引き)			用途指定なし		用途指定なし		
建物・敷地関係	区分	本庁舎	ふれあいセンター	げんき広場	本庁舎	(うち、増築)	本庁舎	(うち、増築)	山村開発センター
	竣工時期	平成7年11月	平成9年3月	平成7年11月	昭和52年3月	(平成4年11月)	昭和49年12月		昭和48年9月
	施設規模	鉄筋コンクリート4階建(一部鉄骨造)	鉄筋コンクリート3階建(一部鉄骨造)		鉄筋コンクリート2階建(一部鉄骨造)	(鉄骨平屋建)	鉄筋コンクリート3階建、地下1階		鉄筋コンクリート3階建
	延床面積	5,910.07㎡	2,547.45㎡	-	1,465.79㎡	(50.59㎡)	3,118.21㎡	(63.30㎡)	1,199.61㎡
	建築面積	1,852.61㎡	1,077.00㎡	-	1,025.04㎡	(50.59㎡)	910.59㎡	(63.30㎡)	322.42㎡
	敷地面積	12,230.00㎡	2,340.00㎡	7,440.00㎡	1,917.00㎡		6,851.35㎡(実測 8,462.24㎡)		
	空調設備	吸収式冷温水発生機		-	吸収式冷温水発生機		吸収式冷温水発生機		
	電気設備	3相3線6600V、600KVA			3相3線6600V、125KVA		3相3線6600V、450KVA		
	非常用電源設備	3相3線210V、55KVA			3相3線220V、20KVA		-		
	給水設備	上水道 75mm		自家水	簡易水道 20mm、自家水 50mm		簡易水道 75mm		
	昇降設備	身障用15人乗	身障用13人乗	-	-		身障用9人乗	-	
	消防設備	屋内消火栓、消火器		-	消火器		消火器		
	下水設備	合併処理浄化槽 775人槽		合併処理浄化槽 250人槽	農業集落排水へ接続		合併処理浄化槽 370人槽		
	身障者用等設備	身障用トイレ(各階)、身障用エレベーター、スロープ、点字ブロック、点字サイン等			身障用トイレ、スロープ等		身障用トイレ、身障用エレベーター、スロープ、点字サイン等		
	駐車場	167台	24台	47台	26台		170台		
公用車庫	56台			10台		37台			

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会

合併協議会事務局

協議項目	事務所の位置	協議細目	
調整の方針			
留意項目	先	進	事例
留意項目	新市町村名	合併の期日	新事務所の位置
<p>1.事務所の位置等</p> <p>根拠法令</p> <p>事務所の位置を定める場合には、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等に適切な考慮を払い、条例で定めなければならない。(地方自治法第4条第1項、同条第2項)</p> <p>規定事項</p> <p>番地まで決定すべきが原則。(行政実例)</p> <p>2.支所等</p> <p>根拠法令</p> <p>条例により、「支所」又は「出張所」を設けることができる。(地方自治法第155条第1項)</p> <p>規定事項</p> <p>「支所」「出張所」以外の名称は適当でない。(行政実例)</p>	<p>さいたま市</p>	<p>平成13年5月1日</p>	<p>(1)新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。</p> <p>(2)将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。</p> <p>(3)将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。</p>
	西東京市	平成13年1月21日	新市の事務所の位置は、田無市南町5丁目6番1号とする。現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。
	篠山市	平成11年4月1日	多気郡篠山町北新町41番地とする。
	あきる野市	平成7年9月1日	事務処理上の事務所の位置ということで、「旧秋川市役所」の位置とした。
			<p>地方自治法</p> <p>第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適切な考慮を払わなければならない。</p> <p>第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p> <p>第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p>